

通巻 44号 June,2015

日本通信教育学会報

Japan Association of Distance Education

目 次

・第63回研究協議会のお知らせ・発表者募集……………	1	・理事会報告……………	3
・平成27(2015)年度『研究論集』投稿募集……………	1	・会員(入会・退会)……………	4
・平成26(2014)年度『研究論集』刊行のお知らせ……………	2	・通信教育の動向……………	5
・課題研究……………	3	・通信教育のこの1冊⑦……………	6

第63回研究協議会のお知らせ・発表者募集

下記の通り、第63回研究協議会を開催いたします。研究発表を希望する会員は、以下の要領でお申込下さい。

(1) 研究協議会の概要

- ・日 時：平成27(2015)年10月31日(土)10:00~18:00(終了後に懇親会)
- ・会 場：桜美林大学 四谷キャンパス(予定)
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-1-12
(JR中央・総武線「千駄ヶ谷」駅徒歩6分 東京メトロ副都心線「北参道」駅徒歩5分)
※桜美林大学四谷キャンパスは、2015年9月1日(予定)より上記に移転します。教室の形状や収容人数等の関係で、研究協議会の会場としての利用が困難となる可能性があります。その場合、会場を変更することをあらかじめご了承ください。
- ・プログラム：①会長挨拶、②特別・自由研究発表、③総会
④シンポジウム：高校通信教育に関するもの(題目、講演者・登壇者等は未定)
⑤懇親会(希望者のみ、会費別途)
- ・参加費：会員/無料 一般/4,000円

(2) 研究発表の申し込み

- ・発表の種類：①特別研究発表
発表30分程度、指定討論者によるコメントと討議15分程度、会場との質疑応答15分程度、全体で60分 ※共同発表も同じ
- ②自由研究発表
発表20分程度、会場との質疑応答10分程度、全体で30分 ※共同発表も同じ
- ・申込方法：発表希望者は、①氏名、②所属、③発表の種類(特別研究発表または自由研究発表)、④題目を下記期日までに事務局宛に電子メール(jade.office.obirin@gmail.com)でご連絡ください。発表希望者が多数の場合には、上記の発表時間(コメント・質疑応答等を含む)に変更がある場合があります。
- ・申込締切：平成27(2015)年7月31日(金)
- ・発表要旨：研究発表が許可された会員には、追って発表要旨(書式は自由)の執筆をお願いいたしますので、原稿(MS-WordまたはMS-PowerPoint等の電子ファイル)をお知らせする期日までにご提出ください。

(3) 参加の申し込み

9月中~下旬(予定)にお送りするプログラムを参照してください。

平成27(2015)年度『研究論集』投稿募集

下記の通り、平成27(2015)年度『研究論集』への論文の投稿を募集します。投稿を希望する会員は、ふるってご応募ください。

(1) 題目届の提出

- ・提出方法：投稿を希望する会員は、期日までに題目等(①氏名、②所属、③題目)を事務局宛に電子メール(jade.office.obirin@gmail.com)にてお知らせください。
- ・提出締切：平成27(2015)年12月20日(日)

(2) 原稿の提出

- ・提出方法：期日までに事務局宛に電子メール(jade.office.obirin@gmail.com)にて提出して下さい。
- ・提出締切：平成28(2016)年2月29日(月)

(3) 刊行日(予定)

- ・平成28(2016)年6月30日(木)

投稿規定

(2015年5月29日)

- (1) 本誌が受け付ける論文は、通信教育、遠隔教育などに関する研究論文としてふさわしく、一定の水準に達しているものとする。
- (2) 論文の種類は、「論文」と「研究ノート」の2種類とする。
- (3) 「研究ノート」は、「論文」に準じたものとする。
- (4) 本誌に投稿できる者は、日本通信教育学会会員（新入会の者は入会手続を済ませた者）であり、当該年度の会費を納入している者とする（共同執筆の場合も同様）。
- (5) 論文は、和文の未発表論文とする。
- (6) 論文の分量は、本文、図、表、注、引用（参考）文献等を含めて、400字詰原稿用紙に換算して、50枚以内を原則とする。
- (7) 原稿はMS-Wordで作成し、日本通信教育学会事務局宛にメールで送信するものとする。
- (8) 論文投稿締切日は、当学会の定める日とする。平成27（2015）年度は以下の通りとする。
 題目届け 平成27（2015）年12月20日（日）
 原稿締切 平成28（2016）年2月29日（月）
- (9) 投稿論文の採否および論文種別は、査読委員会による審査により決定する。
- (10) 査読委員会は、当学会の役員で構成する。ただし、必要に応じて、会員中から適切な査読者を委嘱することができる。
- (11) 論文の著作権の取り扱いは、以下の通りとする。
 - ・『日本通信教育学会 研究論集』に掲載決定した論文等（「論文」「研究ノート」「書評・図書紹介」など。以下、単に論文等という）の著作権は、日本通信教育学会に帰属する。
 - ・論文等の投稿に際しては、著者（すべての共著者を含む）は、掲載決定後の著作物の著作権が日本通信教育学会に帰属することに同意しているものとみなす。
 - ・著者本人が論文等の著作物を利用（著者自身の出版物への掲載・転載、インターネット等による公衆送信、複写配布、抄録の作成など）する際は、日本通信教育学会に対して許諾申請や連絡をせずに利用できるものとする。ただし、『日本通信教育学会 研究論集』と出典を明記し、掲載年度および頁を記載する。

査読基準

(2015年5月29日)

- (1) 研究の意義：通信教育、遠隔教育などに関する研究論文としてふさわしく、一定の水準に達しているもの。
- (2) 独自性：先行研究や実践研究を踏まえ、研究テーマ、研究方法、資料などにおいて新規な成果をあげているもの。
- (3) 論理性：提案や今後の課題を含め、論理の展開に飛躍や矛盾がないもの。
- (4) 客観性：資料やデータの扱いが適切で、客観的な方法で分析しているもの。
- (5) その他：以上のほか、「論文」または「研究ノート」として掲載するにふさわしい研究の成果が認められるもの。

平成26（2014）年度『研究論集』刊行のお知らせ

平成26（2014）年度『研究論集』を近日中に刊行、会員の皆様には発送させていただきます。今年度は、投稿希望（題目届）が11本、投稿が6本、査読委員会での審議、調整の結果、「論文として掲載可」が1本、「研究ノートとして掲載可」が1本、「掲載不可」が4本という結果でした。昨年度に比べ、やや残念な結果となりました。掲載不可となった大きな理由は、実践報告的なものであったり、あるいは資料を整理して並べるだけに終わっていたり、いずれも研究論文として一定の水準に達している（査読基準（1）、前項参照）とは認められないためです。査読委員会では、「論文」「研究ノート」の他に、「実践報告」というカテゴリーを設けてはどうかという意見も出ましたが、学会の在り方にも大きく関わる問題であり、時間をかけて検討する必要があるでしょう。また、毎年の指摘ですが、研究論文としての基本的体裁を整えていないもの、推敲が不十分なものが今年も目立ちます。会員諸氏の奮起を期待します。昨年11月に開催した第62回研究協議会に関しては、シンポジウムの報告を司会を務めて下さった手島純会員に、重田勝介氏による招待講演の報告を篠原正典会員にそれぞれお願いしました。また、村井実前会長による特別講演の採録も掲載させていただきました。内容は以下の通りです。

◆論文

高校通信教育の変遷とその研究－1960年代から現在までの制度変化と研究動向を中心に－

石原 朗子・小暮 克哉・山鹿 貴史

◆研究ノート

広域通信制高校の本校分校関係－全国展開を可能とした学校経営システム－

秋山 吉則

◆第62回研究協議会 報告

<シンポジウム> 社会の変化と高校教育（戦後、現在、そして未来へ）－高校通信教育の視点から－

手島 純

<招待講演>教育のグローバル化とオープン教育—MOOCの普及と通信教育の未来— (講演者: 重田勝介)

篠原 正典

<特別講演>開放制教育としての通信教育

村井 実

◆書評・図書紹介

重田勝介著『オープンエデュケーション—知の開放は大学教育に何をもたらすか—』

重田 勝介

ジェイムズ・グリック著『インフォメーション 情報技術の人類史』

寺下 明

木村 元著『学校の戦後史』

古壕 典洋

課 題 研 究

課題研究Ⅰ 社会の変化と高校教育(戦後、現在、そして未来へ) —高校通信教育の視点から— (報告)

昨年11月1日第62回研究協議会にて研究テーマと同名のシンポジウムにてキックオフした本課題研究は、3月より月一回のペースで研究会を開催し現在(平成27年6月12日現在)4回の研究会を重ねている。

研究会には、全国から10名のメンバーが所属しており、その研究歴のみならず経歴もさまざまである。北海道からの参加者には通信教育学会らしく遠隔通信(スカイプ)を用いて参加している。

研究に当たっては、その視点として高校通信教育からの切り口を持つが、多様化する通信制高校をめぐる状況を分析しながら、社会状況の変化に対する通信制高校の歴史の変遷を明らかにするとともに、高校教育のあるべき姿を検討しつつ、その中で教育の未来に通信教育はどのように貢献していくことができるのかについて考察していくことを目的としている。

特に、今回の課題研究においては1990年代以降の広域通信制高校を取り巻く状況を取りあげ、それが高校進学率98%を超える現在どのような役割を果たしているのか、そして今後どのような役割が期待されるのかを考察していく。研究会ではまず、基礎情報として広域通信制高校の実態を調査しているが、通信制高校の統計データ及び先行研究は全日・定時と比較して少ない。通信制高校が深く関わると考えられる、文部科学省の実施するいじめ不登校等の実態調査を含む「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、通信制高校の情報が取り上げられることになったのは平成25年度調査からである。

このような状況下であるので、出版されている情報誌も含めてありとあらゆる方法で情報を収集することも重要な調査項目となっている。そして、今後通信制高校、なかんずく通学型通信制高校と呼ばれる場でどのような教育活動が行われ、そこに通学する生徒たちの実態がどのようなものであるかも調査し、本課題研究の目的を達成するために検討を続けていく。

また、本年の研究協議会では、研究の進捗状況を踏まえて昨年に続き高校通信教育に関わるシンポジウムを企画し、研究論集にその成果を発表していくことを予定している。

本研究会は、月に一度土曜日、日本教育大学院大学(東京都千代田区神田須田町1-2-3)にて開催しているので、参加ご希望の方はぜひ足を運んでください(連絡先 松本: y_matsumoto@seisa.ac.jp)。

研究代表者 松本幸広(星槎グループ)

理 事 会 報 告

1. 平成26(2014)年度第3回理事会報告

平成26(2014)年度第3回日本通信教育学会理事会が、平成27(2015)年3月30日(月)14時から15時30分に桜美林大学四谷キャンパスで開催され、以下の事項が審議、報告された。

【審議事項】

(1) 平成27(2015)年度事業計画(案)について

資料1に基づき、平成27(2015)年度事業計画(案)として、①第63回研究協議会の開催、②平成26(2014)年度『研究論集』の刊行、③平成27(2015)年度『研究論集』の刊行準備、④第3回研究交流集会の開催(3年に1回の開催)、⑤『研究論集』の電子アーカイブ化に係る検討、⑥『学会報』の発行、⑦課題研究(前年度から継続)、⑧「通信教育制度研究会」への協賛、⑨総会・理事会・委員会の開催が提案され、承認された。予算(案)と併せて、次回理事会に改めて事業計画(案)を提案することとなった。

(2) 第63回研究協議会の開催について

第63回研究協議会を平成27(2015)年10月31日(土)、11月7日(土)、または11月21日(土)のいずれかで開催することが提案され、承認された。なお、桜美林大学四谷キャンパスの移転に伴い、同大学施設の利用が困難な場合、東北福祉大学東京サテライト(四ツ谷)を利用すること、それも困難な場合には、有料施設の利用について検討すること、有料施設を利用する場合は予備費で対応することが了承された。シンポジウムのテーマとしては、①高校通信教育(昨年からの継続)、②通信教育から見た通学制(高校・大学・社会)の2案が出された。次回理事会にシンポジウム等の企画案ならびに日程・会場等について改めて提案を行うこととなった。

(3) 第3回研究交流集会の開催について

第3回研究交流集会を平成28(2016)年2月または3月に京都で開催することが提案され、承認された。関西在住の会員の研究発表を中心とすることとし、次回理事会に企画案を改めて提案することとなった。

(4) 平成26(2014)年度『研究論集』の特集記事、書評・図書紹介について

資料2に基づき協議した結果、特集記事として、第62回研究協議会におけるシンポジウム、招待講演、特別講演の報告をそれぞれ掲載することが承認された。また、書評・図書紹介についても、役員ならびに会員に執筆を依頼することとなった。

(5) 『日本通信教育学会報』通巻44・45号の企画(案)について

資料3に基づき、通巻第44・45号の企画(案)について協議した結果、原案の通り承認された。なお、「通信教育のこの1冊」については、役員ならびに会員に執筆を依頼することとなった。

(6) 『研究論集』の電子アーカイブ化に係る専門委員会の検討状況について

資料4に基づき、専門委員会から提案のあった「投稿規定(案)」について協議した結果、原案の通り投稿規定を修正することが承認され、平成27(2015)年度『研究論集』より学会Webサイトで掲載論文を公開することとなった(それ以前の論文についても、執筆者の承諾が得られるものは公開)。また、鈴木事務局長より、過去の『研究論集(研究協議会集録)』のPDF化が完了したとの報告があり、その利用方法について協議した結果、利用に関する誓約書を提出させることで、会員に限定して利用を認めることとなり、誓約書の書式は会長と事務局に一任された。

【報告事項】**(1) 幹事の委嘱(増員)について**

鈴木事務局長より、資料5に基づき、古壕典洋会員を4月1日付で幹事に依嘱するとの報告があった。これにより、幹事は、小林建太郎会員と古壕会員の2名となる。

(2) 課題研究の進捗状況について

鈴木事務局長より、資料6に基づき、2つの課題研究の進捗状況についてそれぞれ報告があった。

(3) 「通信教育制度研究会」の開催状況および今後の計画について

鈴木事務局長より、資料7に基づき、前回理事会以降の通信教育制度研究会の開催状況について報告があった。

2. 平成27(2015)年度第1回理事会報告

平成27(2015)年度第1回日本通信教育学会理事会が、平成27(2015)年5月29日(金)18時から20時に桜美林大学四谷キャンパスで開催され、以下の事項が審議、報告された。

【審議事項】**(1) 平成26(2014)年度事業報告・決算報告(案)について**

資料1に基づき、平成26(2014)年度事業報告・決算報告(案)について説明があり、原案の通り承認された。なお、監事監査については、2名の監事が別日程で行うことが了承された。

また、前回理事会で会長と事務局に一任された『研究論集』の「データベースの利用に関する申請・誓約書」の書式については、一部修正の上、承認された。

(2) 平成27(2015)年度事業計画・予算(案)について

資料2に基づき、平成27(2015)年度事業計画・予算(案)として、①第63回研究協議会の開催、②平成26(2014)年度『研究論集』の刊行、③平成27(2015)年度『研究論集』の刊行準備、④第3回研究交流集会の開催、⑤『学会報』の発行、⑥課題研究(2件)の実施、⑦「通信教育制度研究会」への協賛、⑧総会・理事会・委員会の開催が提案され、原案の通り承認された。

なお、予算(案)に関して、桜美林大学四谷キャンパスの移転に伴い、研究協議会の会場として同大学施設の利用が困難となる可能性があることから、有料施設を利用する場合は予備費で対応することが了承された。

(3) 第63回研究協議会の開催について(案)

資料3に基づき、第63回研究協議会を平成27(2015)年10月31日(土)に開催することが承認された。形式は、①自由・特別研究発表、②シンポジウムとし、シンポジウムでは昨年に続き高校通信教育に関するものを取り上げ、課題研究の担当者が企画を行うことが了承された。

(4) 平成27(2015)年度『研究論集』の刊行について(案)

資料4に基づき、平成27(2015)年度『研究論集』の刊行について、①スケジュール、②規程、が提案され、原案通り承認された。

【報告事項】

事務局よりの特段の報告なし。

会員(入会・退会)

Webサイトでは省略します

◆「会員の声」を募集◆

「会員の声」を本誌に掲載します。掲載を希望する会員は、原稿(600~750字程度、MS-Wordで作成)を事務局(jade.office.obirin@gmail.com)までお送りください。

通信教育の動向

全国高等学校通信制教育研究会

平成27年度第67回全国高等学校通信制教育研究会総会並びに研究協議会を6月10日から12日まで、石川県地場産業振興センターで開催した。会長には、千葉県立千葉大宮高等学校・上代真澄校長が引き続き就任した。

本総会で、新たに2校が入会承認され、加盟校は115校となった。加盟校の内訳は、公立74校、私立41校である。公立の通信制高校は全て、私立は約4割が加盟している。研究協議会は、6分科会で行われた。①学校運営、②英語、③家庭、④地歴・公民、⑤放送教育、⑥人権教育・教育相談である。各分科会とも2本の発表を基に研究協議が行われた。

平成27年度の本事業は、通信教育用学習図書（学習書）の発行である。本年は、新学習指導要領に基づく学習書29科目と従来の学習指導要領に基づく学習書30科目を発行する。又、平成29年度の教科書一部改訂に向けた準備を始める予定である。通信教育用学習図書（学習書）は、「高等学校通信教育規程」で「通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書・・・を使用して学習させるものとする。」との規定に基づいて編集・発行している。

来る平成29年度は、高等学校通信制教育の70周年に当たるので、その準備委員会を発足する。

(全通研事務局 飯島 篤)

公益財団法人 私立大学通信教育協会

本協会は、加盟校が協力して相互に情報を交換しながら、大学通信教育の周知普及と水準向上の事業を推進しています。現在、37大学・18大学院・9短期大学の計64校が加盟しています。

(1) 公益事業：大学通信教育の周知普及事業

大学通信教育の在り方を広く社会に伝え、入学希望者に情報を提供するために、本協会主催の事業として「秋期合同入学説明会」(8月、全国5会場)、さらに12月には大学院の合同入学説明会、平成28年1~2月には「春期合同入学説明会」(全国10都市、13日程)を実施する予定です。同説明会においては、大学通信教育の概要や加盟校の紹介を掲載した『大学通信教育ガイド(大学・短大編)』『大学通信教育ガイド(大学院編)』を配布し、また同説明会以外においても希望者には適宜配付します。

(2) 収益事業：教材の開発・刊行

免許状更新講習教材『新しい教育事情(仮称)』(平成28年1月)を刊行する予定です。

(3) その他の事業：学習環境改善事業

大学職員の能力向上に資するため、10月8~9日に京都ガーデンパレスにおいて、運営委員会主催による「大学通信教育職員研修会」、また12月11日には「大学通信教育中堅職員研修会」の開催を予定しています。

(理事長 高橋陽一)

一般財団法人 社会通信教育協会

1. 「生涯学習コーディネーター研修」が文部科学省認定社会通信教育!!

当協会が開講している生涯学習コーディネーター研修通信教育が文部科学省認定となりました。これは文部科学省認定社会通信教育講座等を修了し、生涯学習インストラクターとなった方々などから開講を要望されて、山本恒夫先生(筑波大学名誉教授)、浅井経子先生(八洲学園大学教授)他、日本の生涯学習教育を代表する先生方のテキスト執筆により、開講したものです。

2. 生涯学習インストラクター・コーディネーターの方々が、全国で活躍中!!

文部科学省認定社会通信教育で学んだことを生かす制度として、生涯学習インストラクター制度、生涯学習コーディネーター制度を設置しております。この制度により登録している方が、地域の生涯学習拠点として全国に生涯学習インストラクターの会が約60箇所結成され、教育委員会と連携し、生涯学習講座を展開し、さらに、放課後子どもプラン、放課後子ども教室推進事業などの事業にも積極的に、協力支援しています。

3. 文部科学大臣賞の受賞者は、累計で13,667名に!!

平成27年4月23日(木)に、文部科学省認定社会通信教育講座で修了した優秀者の第66回文部科学大臣表彰式・祝賀会が文部科学省 講堂で挙行政され、本年は42名が受賞し、昭和31年から累計で13,667名が受賞いたしました。

(事務局長 鈴木久善)

公益社団法人 日本通信教育振興協会

当協会は、民間社会通信教育の質的向上と学習機会の拡大、教育事業の適正な運営の確保を推進し、また学んだ成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図る事業を行っております。

◎通教振特別セミナーを開催!

去る6月12日、プラザエフ(千代田区)にて通教振セミナーを開催しました。公益社団法人日本通信販売協会、消費者相談室長八代修一氏を講師に、「消費者契約法改正は通販・通教業界にどう影響するのか?」のテーマで、消費者庁が現在進めている消費者契約法改正を取り上げ、ネット広告に及ぼす影響を、詳しく、かつ分かりやすく解説いただきました。

◎学習指導員登録者数1,810名!

通信教育で、また実社会で培った専門的知識や技能を生かし、地域での生涯学習の支援者として活動していただく学習指導員制度が発足して10年目、認定登録者が延べで1,810名となりました。登録者の多くは、自身で教室を開講したり、生涯学習センターやカルチャーセンターの講師についたり、また小・中学校の課外授業の世話人になったりさまざまに活動中です。活躍の様子はHP(<http://www.jais.or.jp/wewe/index.html>)でも紹介しています。

◎平成27年度生涯学習奨励表彰式開催決まる!

来たる11月28日(土)、プラザエフにて平成27年度生涯学習奨励表彰式が開催されます。この表彰式は、当協会が認定する生涯学習奨励講座を特に優秀な成績で修了した者を対象に、文部科学大臣賞、公益社団法人日本通信教育振興協会会長賞を授与するもので今年度は27回目の開催となります。

(事務局)



通信教育のこの1冊①

杉田玄白・建部清庵 『和蘭医事問答』

(沼田次郎ほか校注『洋学 上』(日本思想大系 64) 岩波書店 1976年 所収)

私人の手紙の交流は通常、公開されない。しかし杉田玄白と建部清庵とのこの往復書簡、4通は私蔵されなかった。当初からこの書簡は玄白の入門者のテキストとされていた。しかも「和蘭医事問答」の名で公刊された。メールによる多彩な交流や転送が容易になった今、この歴史的な質疑応答は再評価できる。

差出人・建部清庵が奥州一関から書簡(質問書)を認めたのは、1770(明和7)年間6月のことである。杉田玄白による江戸からの回答の日付は1773(安永2)年正月である。この間、2年半程度も経っている。遅くなったのは飛脚の往来が困難であったというよりも、宛名も定まらない質問書に答えられる人物が見つからなかったからである。

建部清庵(1712~1782)は本草学者として飢餓に備え食用となる野菜や果樹を奨励していたが、医師でもあり、かねがねオランダ流医術に疑問があった。その疑問が解けないと、死んでも死にきれない熱く深い疑問があった——和蘭には内科の医者はないのか。軟膏や油薬で直す程度で和蘭医術か、和蘭医学の真実が知りたい。だが還暦を過ぎ「日暮れて道遠し」、印章を押し遺言として差し出した。

この質問書は探しあぐねた。結局、江戸に遊学する清庵の門人によって杉田玄白(1733~1817)に手渡された。受け取った玄白はいぶかしかった、見知らぬ田舎の医学生から見知らぬ医者からの書簡を渡されたのだから。しかしその内容に感銘を受けた。書簡の不審は当然のことばかりだ、一面識もない方だが「実に吾党之知己、千載之奇遇」だ、と。

当時、玄白は前野良沢と中川淳庵と3人で『ターヘル・アナトミア』(解体新書 1774刊)を翻訳していた。人体に関する漢方の説明や当時の医術にいろいろ疑問があったかれらは、刑屍体の解剖に直接立ち合い、蘭書の正しさを検証していた。そこで和蘭医学の翻訳していたのである。その頃の心境は『蘭学事始』(1815年成立)によれば、「誠に艦舵なき船の大海に乗り出だせしがごとく、茫洋として寄るべきかたなく、ただあきれにあきれて居たるまでなり」というものであった。この艱難辛苦の最中に見知らぬ医者から疑問を寄せられたのである——今の和蘭流医術は胡散臭い、本物の医学を教えてほしい、と。玄白は現状のオランダ流医術を共に憂える同志を発見した。異学と禁ぜられ幕府からお咎めの危険性もある『ターヘル・アナトミア』を翻訳する意義に納

得できた。

さっそく返事(第1答書)を書いた——「建部清庵先生、和蘭外科者流之儀、御不審逐一拝見仕」とはじまる丁重で詳細な回答であった。感激した心情を率直に書き、疑問に一つひとつ回答していった。人体の構造や内科の治療法にかんするオランダの文献を紹介したし、オランダ語の読み方も具体的に紹介した。同時に、和蘭流外科医への清庵の批判が正しいことを認めつつ、しかし優れた医書もあるのでその蘭書の翻訳にあたっていることを伝えた。翻訳していた解剖図『解体約図』を添えて回答した。

宛て名のない書簡への返信に2年半もかかった理由はこのような事情があったからである。

回答をもらった清庵は4月に玄白宛書簡(第二問書)を認めた。面識もない者に玄白が教示してくれたことに驚きと感謝の気持ちで一杯だった。細大洩らさぬ具体的な答えに「年ひさしく小雨のふりつづいた空がにわかには晴れて青空が望めた」心地がした。『解体約図』を見て思わず狂呼した。「口は開いたまま合わず、舌はあがったまま下がらず」ただ涙にくれた、と心情を吐露した。さらによくぞ蘭書を翻訳してくれた、漢文で翻訳すればアジアの漢字文化圏の人びとにも読めるとその意義を高く評価した。最後に、私は老いぼれだがあなたはまだ41歳、前途洋々だから大事業は必ず成就できると励ました。末尾には、異学を研究する同志として、口さがない世間からの非難には「御賢慮」ください、との助言を添えることを忘れなかった。

1773年10月、江戸から第二答書が一関に向けられた。玄白は清庵の新たな疑問に具体的に詳しい説明を書いた。翻訳という難事についての助言に感謝しつつ、「この仕事は敵と刺し違える覚悟でやっている、たとえ一人でも敵に槍を突き刺すことができれば本望です」、勇ましい文体で和蘭流医術の誤りを正す覚悟と抱負を認めた。

じっさい翌年『解体新書』は出版される。清庵の子息は玄白の養嗣子となる。清庵の門人であった大槻玄沢は玄白の後継者となり、私塾を開き蘭学入門書を著す。玄沢の孫・大槻文彦は『言海』で近代的な日本語辞典を生む。

かくして一関から発せられた宛名なき書簡は、研究者の知的情熱を高め、蘭学・洋学の本格的研究を促し、閉鎖的な日本を開放していった。

(白石克己 佛教大学)

日本通信教育学会報 通巻 44 号

発行日
発行所

平成 27 (2015) 年 6 月 25 日

日本通信教育学会事務局

〒194-0294 東京都町田市常盤町 3758 崇貞館 B608 桜美林大学 鈴木克夫研究室内

日本通信教育学会事務局 E-mail: jade.office.obirin@gmail.com